

# 記載例

## 離婚届

令和 年 月 日届出

在シアトル

日本国総領事

大使 殿  
総領事

修正液などは使えません。  
書き間違えた場合は二重線を引いて  
二重線にかかるとように印鑑又は右手  
の親指の拇印を押して下さい。

日本人の場合は印鑑又は右手  
の親指の拇印

外国人の場合はカタカナで氏名  
を記入（ラスト、ファースト  
ミドルの順）

証人（日本人）	協議離婚のときは必ず必要です
署名印	小野 桃子 印
生年月日	平成 5 年 9 月 4 日
住所	アメリカ合衆国オレゴン州ビーバートン市 南西5番通り111 番地 号
本籍	新潟県上越市 星が丘七丁目7 番地 番

元号で

(1) 氏名	夫 がいむ いちろう	妻 がいむ さちこ
氏名	外務 一郎	外務 幸子
元号	昭和 61 年 7 月 3 日	平成 2 年 10 月 10 日
住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市 南西5番通り1300 番地 番 号	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市 北西ポートランド通りxxx 番地 番 号
本籍	東京都千代田区霞が関二丁目2 番地 番	
(2) 筆頭者の氏名	外務 一郎 ( <input type="checkbox"/> 夫 の国籍 )	
父母の氏名	夫の父 外務 太郎	妻の父 山本 悠
続柄	母 // 和子	母 // 雅子
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 妻が親権を行う子 外務 リサ	
(6) 同居の期間	平成 29 年 5 月 から 令和 2 年 2 月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	アメリカ合衆国オレゴン州ポートランド市南西5番通り1300 番地 番 号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあってはまらない常用労働者世帯及び会社団体の従業員の世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあってはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	
(10) その他		
届出人	夫 外務 一郎 印	妻 外務 幸子 印

印鑑又は右手の親指の拇印

本籍地はダッシュ (—) などで略さず  
に戸籍のとおり

外国人の場合は国籍

新しい戸籍をつくる場合は、設定可能  
かどうかを事前に市区町村役場に確認  
して下さい。離婚後も現在の氏を称し  
たい場合は、この欄は記載しない。

欄外に住所と電話  
番号、Email アド  
レスを英語で

1300 SW 5th Ave.  
Portland, OR 97201  
Tel : 503-221-1811  
ryojiportland@se.mofa.go.jp

未成年の子がいる場合は、次の口のあてはまるものにするしをつけてください。  
(面会交流)  
 取決めをしている。  
 まだ決めていない。  
(養育費の分担)  
 取決めをしている。  
 まだ決めていない。

未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

- にあてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
- 夫婦がともに日本人のときは、届書2通（復籍する人が今までの本籍地と異なる市区町村にある婚姻前の戸籍にもどるとき、または、新しい戸籍を今までと別の市区町村につくりたいときは3通）、夫婦の一方が外国人のときは、届書2通出してください。
- 戸籍謄本2通（うち1通はコピーでもよい）が必要ですので、あらかじめ用意してください。
- 届出人や証人の署名は、はっきりと認めるようにそれぞれ本人が書いてください。なお、外国人が外国語で署名する場合は、その「よみかた」をカタカナで併記してください。
- 届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。